

1. 京都大学大学院文学研究科の理念と目標に関する内規

平成 21 年 1 月 15 日 文学研究科・文学部教授会決定

平成 27 年 12 月 17 日 文学研究科・文学部教授会改定

1. 京都大学大学院文学研究科は、京都大学創立以来の自由の学風を継承し、他の学問分野との調和や融合をはかりながら、哲学・歴史学・文学・行動科学の各分野の学術を発展させつつ、人文学における世界最高水準の研究・教育を推進し、その成果を通じて人類の調和ある共存に貢献する。
2. この目的を達成するために、以下の目標を定める。
 - (1) 京都大学大学院文学研究科は、人間の諸活動の原理的な解明と、絶えず変化する環境のなかでその諸活動が有する価値を問い直すことを通じて、哲学・歴史学・文学・行動科学に関わる学術を教授・研究する。
 - (2) 京都大学大学院文学研究科は、人類の文化の継承と調和ある共存に寄与し、真に意味ある知を創造しうる卓越した学識と応用能力を有する、学術研究者および高度専門職業人を育成する。
 - (3) 京都大学大学院文学研究科は、地域密着的な視点と地球規模の広角的視点の両面から、京都・日本・アジアに固有の知的遺産の維持・継承・発展に寄与すると同時に、人類の文化全般についての多角的・総合的探求を推進する。
 - (4) 京都大学大学院文学研究科は、地域連携と国際交流の強化を通じて、教育と研究の成果を広く社会に還元する。
 - (5) 京都大学大学院文学研究科は、人権を尊重し、環境に配慮した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

2. 京都大学大学院文学研究科 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

平成 22 年 3 月 15 日 文学研究科・文学部教授会決定

平成 27 年 12 月 17 日 文学研究科・文学部教授会改定

平成 31 年 3 月 7 日 文学研究科・文学部教授会決定

文学研究科修士課程

京都大学文学研究科修士課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、次の方針のもとに教育課程を編成・実施し、①基盤的・先端的な専門知識、②新たな知を創造しうる能力、③高い倫理性と強い責任感、④研究成果を世界に発信できる語学能力、をそれぞれ有する研究者および高度な専門性を必要とする職業を担いうる人材を育成する。

1. 修士課程一年次のはじめに、幅広い思考力と判断力を持つ学生を育てるために、主たる指導教員と、研究科を担当する本学教員のうちから指導教員若干名を定める。
2. 学生は、修士課程一年次の定められた時期に、それぞれの関心に沿った研究計画を主体的に作成し、指導教員に提出する。
3. 学生は、カリキュラムマップに示したように、特殊講義および参加型の演習などを受講することにより、関連分野を含めた高度な専門知識の習得、および原典・一次資料の分析力の向上に努めるとともに、活発な討議を通して問題に対するアプローチの方法、思考能力、討論の能力を身につける。学修成果の評価は、筆記試験、レポート試験、演習への積極的な参加などの観点から、科目の特性に応じて公正かつ的確に実施する。
4. 課程修了年次に修士論文の作成が課される。学生は専門分野において修得した研究能力と知識を活かし、課程修了の集大成として修士論文を完成する。その評価に際しては、「京都大学大学院文学研究科学位論文に係る評価基準」を用いる。

修士課程国際連携文化越境専攻にかかる分は、文学研究科HPを参照のこと

(https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/about/graduate_school_of_letters/curriculum_policy_graduate/)

文学研究科博士後期課程

京都大学文学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、次の方針のもとに教育課程を編成・実施し、①基盤的・専門的な専門知識、②新たな知を創造する卓越した能力、③高い倫理性と強い責任感、④研究成果を世界に発信し国際的連携のもとで研究を推進する能力、をそれぞれ有する研究者および高度な専門業務に携わりうる人材を育成する。

1. 博士後期課程一年次のはじめに、学生が取り組む研究課題にふさわしい主たる指導教員と、研究科を担当する本学教員のうちから指導教員若干名を定める。
2. 学生は、博士後期課程一年次の定められた時期に、それぞれの研究目標と方法についての研究計画書を作成し、指導教員に提出する。これに基づき、修士課程で培った能力を活かして、各自のテーマによる高度な専門的研究を推進する。一年次の終わりに、研究報告書と研究状況と今後の進展の見通しについての論文作成計画書を提出し、第一年次研究指導認定を受ける。
3. 二年次にも、引き続き各自のテーマによる高度な専門的研究を推進する。年次の終わりに研究報告書を提出し、第二年次研究指導認定を受ける。
4. 三年次には、各自のテーマによる高度な専門的研究をさらに推進し、その成果をまとめた課程博士論文を作成する。この年次の7月もしくは12月に、資格申請書を提出し、適切と承認されれば博士論文提出資格を得る。そして三年次の12月もしくは課程研究指導認定退学後3年以内に、学生は専門分野において習得した知識や能力を活かして作成した課程博士論文を提出する。その評価に際しては、「京都大学大学院文学研究科学位論文に係る評価基準」を用いる。
5. 学生は毎年次、指導教員からきめ細かな指導を受ける。また、海外への留学・海外における調査研究や、研究成果を国内外の学会や学術誌に積極的に発表することを奨励される。

3. 京都大学大学院文学研究科学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

平成 22 年 3 月 15 日 文学研究科・文学部教授会決定

平成 27 年 12 月 17 日 文学研究科・文学部教授会改定

平成 31 年 3 月 7 日 文学研究科・文学部教授会決定

文学研究科修士課程

京都大学文学研究科修士課程においては、人間の諸活動の原理的な解明とその諸活動が有する価値を問い直すことを通じて、行動科学を含む広義の人文学に関わる学術について教授・対話することを根幹の教育理念とする。この理念に基づき、①基盤的・先端的な専門知識、②新たな知を創造しうる能力を有し、③高い倫理性と強い責任感、④研究成果を世界に発信できる語学能力、をそれぞれ有する研究者および高度な専門性を必要とする職業を担いうる人材を育成する。

この教育目標を達成するために、次のような課程修了及び学位授与の規準を設ける。

1. 修士課程にあつては、所定の年限在学し、研究指導を受け、所定の単位数を取得し、かつ、本研究科が行う修士論文の審査及び試験に合格した者に、修士の学位を与える。
2. また 1. に掲げる要件を満たすことを通じて、修士課程修了にあつては、以下の点に到達していることが求められる。
 - (1) 人文学のそれぞれの専門分野において、高度な知識に基づく研究能力と、高度な専門性を必要とする職業に従事するための能力を身につけている。
 - (2) それぞれの専門分野において、原典や一次資料の分析に基づいてオリジナリティを有する研究を進める能力を身につけている。
 - (3) 専門家としての責任感と倫理性をもって研究を遂行する能力を身につけている。
 - (4) 研究成果を世界に向けて発信するために必要なレベルの語学能力を身につけている。
 - (5) 現在の社会がかかえている様々な問題に関して、人文学の立場から積極的に発言できるだけの知識と発言力を持つとともに、将来の世界像を視野に入れて、人文学がいかなる存在意義を持つのかを自覚的にとらえ、社会からのいかなる要請にも自らの専門分野の立場から意義ある発言ができるだけの能力を身につけている。

修士課程国際連携文化越境専攻にかかる分は、文学研究科HPを参照のこと

(https://www.bun.kyoto-u.ac.jp/about/graduate_school_of_letters/deploma_policy_graduate/)

文学研究科博士後期課程

京都大学文学研究科博士後期課程においては、人間の諸活動の原理的な解明とその諸活動が有する価値を問い直すことを通じて、行動科学を含む広義の人文学に関わる高度な学術を築き上げることを根幹の教育理念とする。この理念に基づき、①基盤的・専門的な専門知識、②新たな知を創造する卓越した能力を有し、③高い倫理性と強い責任感、④研究成果を世界に発信し国際的連携のもとで研究を推進する能力、をそれぞれ有する研究者および高度な専門業務に従事する能力を有した人材育成することを教育目標とする。

この教育目標を達成するために、次のような学位授与の規準を設ける。

1. 博士後期課程にあつては、所定の年限在学し、研究指導を受け、かつ、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に、博士の学位を与える。
2. また1.に掲げる要件を満たすことを通じて、以下の点に到達していることが求められる。
 - (1) 人文学のそれぞれの専門分野において、専門的研究者として自立できる研究能力と、指導的な高度専門職業人としての能力を身につけている。
 - (2) それぞれの専門分野において、原典や一次資料の高度な分析に基づいてオリジナリティの高い研究を進めるとともに、研究の成果と学術的意義を適切に把握する能力を身につけている。
 - (3) 専門家としての強い責任感と高い倫理性をもって研究を遂行する能力を身につけている。
 - (4) 研究成果を世界に向けて積極的に発信するとともに、国際的な連携のもとで研究を推進する能力を身につけている。
 - (5) 現在の社会、さらには将来の社会において自らの専門分野がいかに関与しうるのかということに常に自覚しつつ、学術的に国際的に認められる成果を挙げると同時に、よりよい社会の実現のために意味のある研究を行うための能力を身につけている。

4. 京都大学大学院文学研究科学位論文に係る評価基準

平成 25 年 11 月 21 日文学研究科・文学部教授会決定

博士論文の審査にあたっては、以下の基準に基づいて総合的に判断する。

1. 当該分野および関連する分野についての高度で幅広い知識に基づき、明確な問題意識をもって顕著な学術的意義のある研究主題が設定されていること。
2. 適切な研究方法が主体的に選択され、確実に遂行されていること。また、資料や先行研究が適切に取り扱われていること。
3. 論理的に明確な結論が導き出されており、顕著な独創性が認められ、当該研究分野の発展に寄与する学術的価値を有していること。

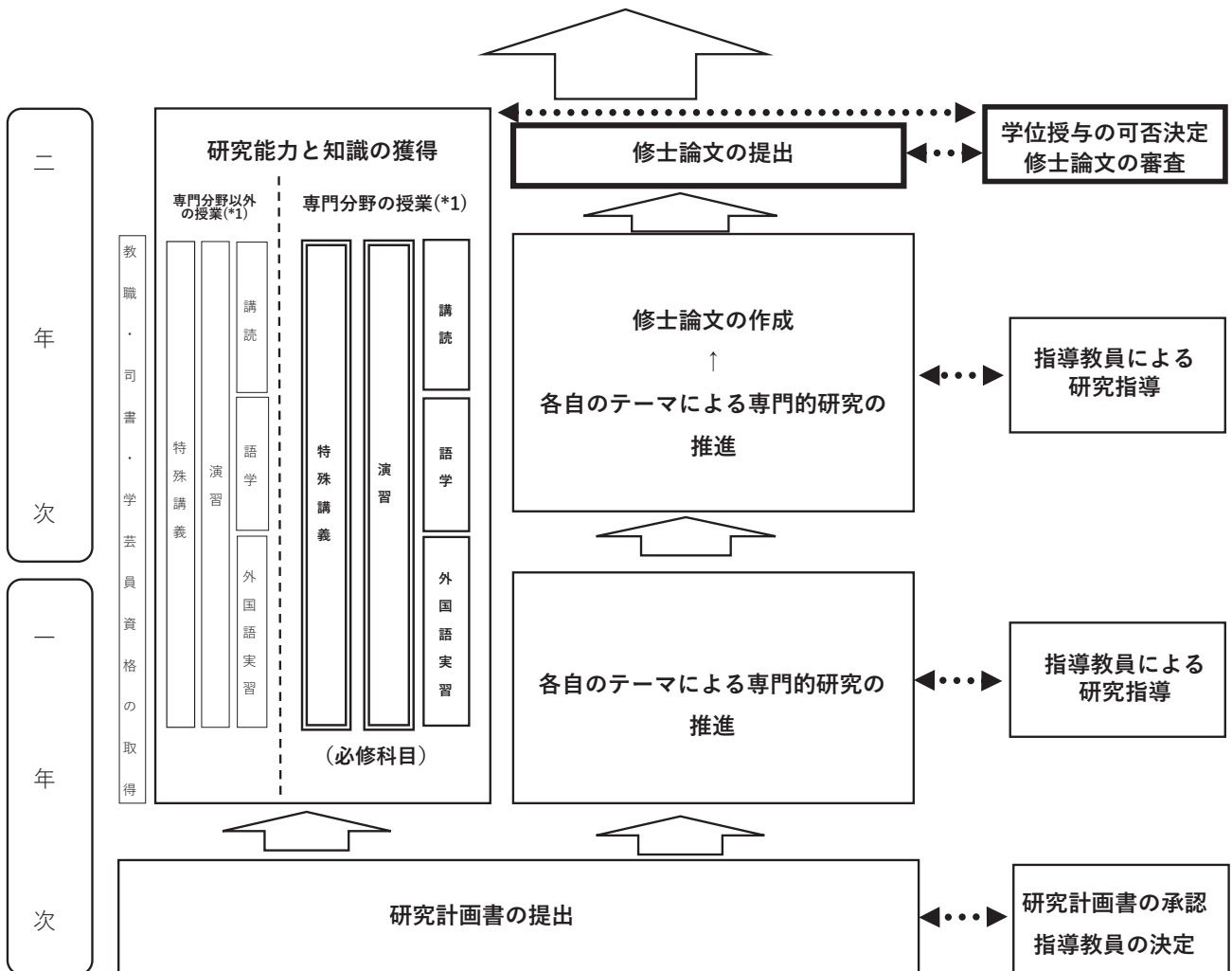
修士論文の審査にあたっては、以下の基準に基づいて総合的に判断する。

1. 当該分野および関連する分野についての幅広い知識に基づき、明確な問題意識をもって学術的意義のある研究主題が設定されていること。
2. 適切な研究方法が選択され、確実に遂行されていること。また、資料や先行研究が適切に取り扱われていること。
3. 論理的に明確な結論が導き出されており、独創性が認められ、当該研究分野における学術的価値を有していること。

京都大学 大学院文学研究科 修士課程カリキュラム

(東洋文献文化学・西洋文献文化学・思想文化学・歴史文化学・行動文化学・現代文化学)

目 標	<p>(1) 哲学・歴史学・文学・行動科学のそれぞれの専門分野において、高度な知識に基づく研究能力と、高度な専門性を必要とする職業に従事するための能力を身につけている。</p> <p>(2) それぞれの専門分野において、原典や一次資料の分析に基づいてオリジナリティを有する研究を進める能力を身につけている。</p> <p>(3) 専門家としての責任感と倫理性をもって研究を遂行する能力を身につけている。</p> <p>(4) 研究成果を世界に向けて発信するために必要なレベルの語学能力を身につけている。</p>
--------	---



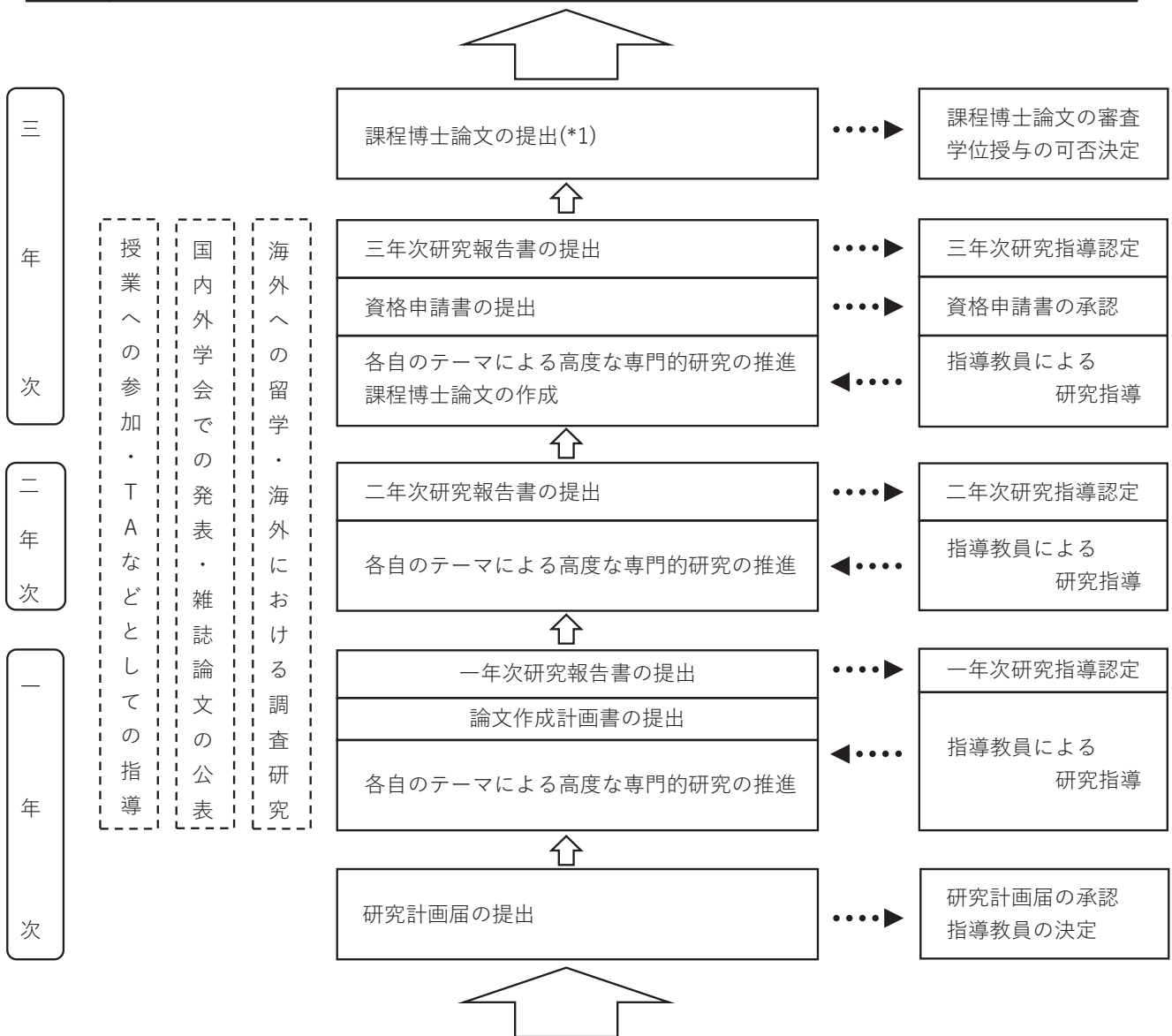
入 学 の 要 件	<p>(1) 志望分野に関する専門的知識を有しているとともに、人文学全般にわたって広い知識をもっている。</p> <p>(2) 志望分野において自らが主体的に問題を発見し、原典や一次資料の適切な分析に基づいてそれを解決する能力をもっている。</p> <p>(3) 将来国際的な場でも活動しうるだけの外国語能力の基礎を具備している。</p>
-----------------------	---

(*1)専修ごとに開講科目の種別は異なり、また必修科目の単位数も異なる。

京都大学 大学院文学研究科 博士後期課程カリキュラム

(東洋文献文化学・西洋文献文化学・思想文化学・歴史文化学・行動文化学・現代文化学)

目 標	<p>(1) 哲学・歴史学・文学・行動科学のそれぞれの専門分野において、専門的研究者として自立できる研究能力と、指導的な高度専門職業人としての能力を身につけている。</p> <p>(2) それぞれの専門分野において、原典や一次資料の高度な分析に基づいてオリジナリティの高い研究を進めるとともに、研究の成果と学術的意義を適切に把握する能力を身につけている。</p> <p>(3) 専門家としての強い責任感と高い倫理性をもって研究を遂行する能力を身につけている。</p> <p>(4) 研究成果を世界に向けて積極的に発信するとともに、国際的な連携のもとで研究を推進する能力を身につけている。</p>
--------	---



の 進 要 件 ・ 編 入 学	<p>(1) 志望分野に関する深い専門的知識を有しているとともに、人文学の研究を通じて学術の高度化に寄与する能力をもっている。</p> <p>(2) 志望分野において、先駆的な研究課題を自ら設定することができ、原典や一次資料の精緻な分析に基づいて、課題を解決する能力をもっている。</p> <p>(3) 日本語、外国語によって、研究成果を国内外に効果的に発信するための語学能力を具えている。</p>
--------------------------------------	---

(*1) 在学中に学位論文を提出せずに研究指導認定を受ける者は、三年次研究報告書を提出して、研究指導認定退学する。退学後3年以内であれば課程博士論文を提出することができる。

5. 授業及び論文関係

(1) 文学研究科の授業、研究指導及び学修方法に関する申合せ事項

昭和 51 年 12 月 9 日教授会決定

平成 16 年 3 月 22 日改正

令和 3 年 12 月 16 日改正

1. (1) 各学生について、指導教授のほかに、研究科を担当する本学の教員のうちから、指導教員若干名を定める。
(2) 当該専修の教授が欠員又は事故のある場合は、研究科会議の議を経て、指導教員の 1 名が指導教授の任務を代行することがある。
2. 学生は、学修及び研究の指導を受けるために、履修及び研究の計画を定め、所定の期日までにこれを提出しなければならない。
3. 修士課程の学生に必要な 30 単位のうち、各専修に属する必修科目の単位は、別表に掲げるとおりとし、その他の単位は、自由選択とすることができる。必修単位を超える単位は、自由選択の単位数に含まれる。
自由選択科目は、本研究科の開講科目、所定の国際高等教育院が開講する大学院共通科目及び学生交流の単位互換等により取得し本研究科が認定した科目である（単位互換・入学前の既修得単位は、それぞれ 10 単位を上限とする）。
4. 博士後期課程の学生は、研究指導を受けて、毎学年、演習などを履修し、学年末に研究報告書を提出しなければならない。

大学院修士課程単位表

	必修		自由選択	合計	備考
	特殊講義	演習			
国語学国文学専修	12		18	30	
中国語学中国文学専修	8	8	14	30	
中国哲学史専修	16		14	30	
インド古典学専修	16		14	30	
仏教学専修	8	8	14	30	
西洋古典学専修	12		18	30	
スラブ語学スラブ文学専修	12		18	30	
ドイツ語学ドイツ文学専修	16		14	30	

	必修		自由選択	合計	備考
	特殊講義	演習			
英語学英米文学専修	8	12	10	30	
フランス語学フランス文学専修	8	8	14	30	
イタリア語学イタリア文学専修	8	8	14	30	
哲学専修	8	12 ※1	10	30	
西洋哲学史(古代・中世・近世)専修	16		14	30	
日本哲学史専修	16		14	30	
倫理学専修	16		14	30	
宗教学専修	16		14	30	
キリスト教専修	16		14	30	
美学美術史学専修	4	8	18	30	
日本史学専修	12		18	30	
東洋史学専修	12		18	30	
西南アジア史学専修	12		18	30	
西洋史学専修	12		18	30	
考古学専修	12		18	30	
心理学専修	8	8	14	30	
言語学専修	8	12	10	30	
社会学専修	8	12	10	30	
地理学専修	8	8	14	30	
科学哲学科学史専修	8	8	14	30	
メディア文化学専修	8	8	14	30	
現代史学専修	8	8	14	30	
京都大学・ハイデルベルク大学 国際連携文化越境専攻	26		4	30	※2

※1 哲学専修の平成30年度以降入学者については、必修科目の「演習」は同専修の「演習Ⅰ」を指す。

※2 京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻の「自由選択科目」に含まれるのは、1セメスターについて2単位まで、修士課程在学中の上限は4単位までとする。(指導教員の了解を得て履修可能な国際高等教育院が開講する全学共通科目の日本語科目2単位を含む。)

(2) 履修登録について

●文学研究科科目を履修する場合（KULASIS での履修登録）

文学研究科科目を履修するには、KULASIS での履修登録が必要となる。履修登録をしていない授業科目は、受講し試験（筆記、レポート等）を受けても単位認定がされないので、必ず期間内に KULASIS に登録すること。

	前 期 (前期科目・通年科目・修士論文)	後 期 (後期科目)
履修登録ページ公開日	4月4日(火)	9月20日(水)
履修登録期間	4月19日(水)・4月20日(木)	10月12日(木)・10月13日(金)
履修登録確認・修正期間	4月25日(火)・4月26日(水)	10月18日(水)・10月19日(木)
履修登録確定日	4月28日(金)	10月23日(月)
履修登録確認表開示期間	4月28日(金)～5月5日(金)	10月23日(月)～10月30日(月)

●文学部科目を履修する場合（KULASIS での履修登録）

KULASIS で行う。詳細は掲示に注意すること。ただし、学部科目の単位は、修了に必要な単位として認められない。

●他研究科科目を履修する場合（他研究科聴講願等での履修登録）

各研究科で履修登録方法が異なるため、掲示に注意すること。ただし、他研究科科目の単位は、修了に必要な単位として認められない。

●全学共通科目を履修する場合（KULASIS での履修登録）

「全学共通科目履修登録について」の掲示に注意すること。ただし、全学共通科目の単位は、修了に必要な単位として認められない。

●大学院共通科目群、大学院横断教育科目群の科目を履修する場合（KULASIS での履修登録）

KULASIS で行う。ただし、修了に必要な単位として認められない科目もあるので注意すること。

●平成 27 年度以前に入学した学生を対象としたカリキュラムが適用される学生が、文学研究科・文学部が開講する専門科目の語学を履修し、単位を修得した場合には、シラバス記載単位数の 2 分の 1 が修了・卒業に必要な単位として算入される。

(3) 試験・成績について

成績評価基準

文学研究科専門科目における成績評価は100点満点とし、評価基準は60点以上を合格、60点未満は不合格とする。また評語は以下のとおりとする。

【平成26年度以前入学者】

80点以上を「優」、70点～79点を「良」、60点～69点を「可」、59点以下を「不可」とする。

【平成27年度～平成31年度（2019年度）入学者】

90点以上を「A+」、80点～89点を「A」、70点～79点を「B」、61点～69点を「C」、60点を「D」、59点以下を「F」とする。

【令和2年度以降入学者】

96点以上を「A+」、85点～95点を「A」、75点～84点を「B」、65点～74点を「C」、60点～64点を「D」、59点以下を「F」とする。

評語	適用基準	
A+	合格基準に達している。	学修の高い効果が認められ、傑出した成績である。／Outstanding
A		学修の高い効果が認められ、特に優れた成績である。／Excellent
B		学修の高い効果が認められ、優れた成績である。／Good
C		学修の効果が認められる。／Fair
D		最低限の学修の効果が認められる。／Pass
F	合格基準に達していない。	不合格。／Fail

試験における不正行為の取扱いについて

受験に際し自己または他人のために不正行為をした者の当該期の科目及び当該年度の通年科目の成績は、すべて無効とする。

成績の異議申立について

当該期の成績について、次の場合に限り異議を申し立てることができる。

- ① 採点の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- ② シラバス等により周知している成績評価の方法等から、明らかに疑義があるもの

(申立の方法等)

成績開示初日から1週間以内※に、成績表を添えて教務掛窓口へ申し出ること。申立期間を過ぎたものは受け付けない。なお、担当教員に直接異議を申し出ることにはできない。

申し立て内容については、文学研究科・文学部において確認し、上記の①又は②に該当しないと判断された場合、対象外とする。

おって、措置内容については、申し立てから原則として2週間以内に通知する。

※詳細な日程は、KULASIS及び掲示にて周知。

(4) 修士論文の提出について

今年度の大学院修士課程修了希望者は、下記により論文題目届及び論文を提出すること。

なお、前年度に論文題目届及び論文を提出した後、修了を延期した者も今年度改めて論文題目届・論文とも提出すること。

記

論文題目	<p>提出期間：文学部・文学研究科行事予定表のとおり 下記 URL にアクセスのうえ、必要事項を入力し、当該年度の「行事予定表」の提出日までにアップロードすること。論文題目は原則として WEB 上で入力し、指導教員の確認を受け作成すること。操作には KULASIS に掲載のマニュアルを参考すること。なお、研究公正チュートリアルを事前に受けること。(実施日、担当教員名の入力が必要。) 【URL】 https://kar.gakusei.kyoto-u.ac.jp/portal/login/</p>
論文	<p>提出期間：文学部・文学研究科行事予定表のとおり 論文の表紙には必要事項を記入した表紙ラベルを貼付し、教務掛へ提出すること。</p>
注意事項	論文題目届・論文とも締め切り後は受理しない。
書式	<p>論文は原則として日本語とする。 但し、 1. 英語学英米文学，フランス語学フランス文学専修学生はそれぞれの言語で書くものとする。(平成 29 年度以前のドイツ語学ドイツ文学専修入学者は、ドイツ語で書くものとする。) 2. その他の専修の学生も専修によって認められた場合には、日本語以外の言語で書いてもよい。</p>
用紙枚数	<p>和文の場合 400 字詰原稿用紙に換算して、 文献文化学専攻 50 枚以内 思想文化学専攻 100 枚以内 歴史文化学専攻 100 枚以内 行動文化学専攻 100 枚以内 現代文化学専攻 100 枚以内 但し、中国哲学史，インド古典学，仏教学の各専修は 100 枚以内とする。 なお、歴史文化学専攻学生は別に 400 字詰原稿用紙 5 枚分に相当する論文要旨を本文の前に綴じ込むこと。 欧文の場合 A 4 判用紙に 1 ページ 25 行程度で 50 ページ以内とする。 なお、「外国語」で書いた論文には必ず和文の要旨を添付すること。</p>
その他	<p>1. 修士論文には黒表紙をつけ仮製本して提出すること。 論文の提出期限は厳守し、提出後の誤字・脱字の訂正，プリントアウトの欠損などがないように十分な点検をおこなうこと。 <u>パソコン使用の場合，ハードディスクやUSBの異常，または機器の故障を理由とした提出延期や不完全な形での提出は認めない。</u> 2. 黒表紙を開いた一枚目に、必要事項を記入した「研究公正に関する宣誓書」を綴じ込むこと。用紙は KULASIS に掲載する。<u>宣誓書がない論文は受理しない。</u> 3. 論文題目届提出後は原則として題目の変更は認めない。止むを得ず変更する場合は、教務掛交付の「修士論文題目変更届」（所定用紙）に指導教員の検印を得て教務掛へ届け出ること。提出された論文題目は、学位記データに使用される。 4. 論文題目届を提出した者は修了予定者として扱う。その後、事情により留年することになった者は、必ず教務掛交付の「論文提出取止届」に指導教員の検印を受けて提出すること。 5. <u>修士論文は口頭試問の前に限り撤回することができる。</u> 6. 修士論文は返却しない。審査終了後、本研究科で製本し文学研究科図書館で保管する。従って各自「写し」をとっておくことが望ましい。</p>

(5) 京都大学大学院文学研究科課程博士論文提出の手続

【平成31年度（2019年度）以前入学者】

(全体の流れ)

博士後期1年次	4月	「研究計画書」を提出，希望する指導教員3名を届け出る。
	3月	「論文作成計画書」および「研究報告書」を提出し，第1年次研究指導認定を受ける。
博士後期2年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出。
	3月	「研究報告書」を提出し，第2年次研究指導認定を受ける。
博士後期3年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出。
	7月	「資格申請書」を提出，承認されれば「博士論文提出資格」を得る。
	12月	「課程博士論文」を提出。
	1月	「研究報告書」を提出。

※提出日は、当該年度の「行事予定表」を参照すること。

(説明)

1. 研究計画書

博士後期課程全体を通じての研究主題・修士論文までの研究実績との関連性・研究の具体的計画を年度をおったかたちで400字詰原稿用紙5枚程度の分量にまとめて説明し，第1年次の4月に提出する。また希望する指導教員3名を選んで申請する。指導教員は「研究計画書」を通覧し，必要に応じて，指導教員の選定を含めた補足・変更を求め，主任指導教員1名を選ぶ。

2. 博士論文指導

博士論文指導の時間を定期的に設けるので，必ず出席すること。

3. 研究公正チュートリアル

「課程博士」を申請する者は，研究公正に関する対面型のチュートリアルを受けなければならない。チュートリアルは原則として指導教員がおこない，本研究科の修士課程在籍中に実施した場合は省略してもよいが，「研究公正チュートリアル実施の確認」に実施者の自署または押印を得て，遅くとも課程博士論文資格申請までに教務掛に提出すること。

4. 論文作成計画書

第1年次の3月に，

- (1) 論文の主題
- (2) 現在までの研究状況
- (3) 今後の進展の見通し
- (4) 自己の研究の国内外における位置づけ

以上につき，400字詰原稿用紙で10枚程度の分量にまとめて提出する。執筆にあたっては実際にどのような論文を書こうとしているのか，どのように研究をすすめるのか，その研究によりどのような点

が明らかにされるのかが具体的にわかるよう、明晰に記述しなくてはならない。

指導教員は、計画書の内容について検討し、不備と認めた場合に補足・変更を求める。

提出後にやむを得ず主題変更・修正をおこなう必要が出てきた際は、ただちに主任指導教員に届け、承認を得ること。

5. 各年次研究報告書

(1) 当初の研究計画および論文作成計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第1・2年次末に提出する。論文1本に相当するものを基準にする。審査を経て学会誌に掲載された論文の抜刷などでもかまわない。

(2) 指導教員は、(1)の研究報告書の内容が不備と認めた場合には翌年度6月末までに書き直しを求め、改めて研究指導認定をおこなう。

(3) 1年次または2年次に研究報告書未提出などの理由により研究指導認定を受けることができなかった者は、翌年度以降に所定の研究報告書を提出し、各年次の研究指導認定を受けなければならない。なおその際、複数年次の研究報告書を同一年度に提出することはできない。

(4) 3年次については次のように取り扱う

- ・在学中に課程博士論文を完成し、提出した者は学位論文提出の際に作成した「論文要旨」を研究報告として提出すること。
- ・在学中に学位論文を提出せずに研究指導認定を受ける者は、(1)に準じて研究報告を作成し、提出すること。なお、研究指導認定を受けた者は当該年度末に研究指導認定退学することになるので、「研究指導認定退学願」を提出すること。

3年次で研究報告を提出する期間は1, 2年次とは異なるので、行事予定表を確認のうえ遺漏のないように提出すること。

6. 資格申請書

上記でいう第1年次および第2年次に相当する2回の研究指導認定を受けた者は、第2年次研究指導認定を受けた翌年度以降(第3年次)の7月に、以下の内容を含む「資格申請書」を提出する(分量・体裁・内容については専修ごとの基準により、課程博士論文を実際に完成できるか否か判断できるだけの内容をそなえたものとする)。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

- (1) 論文の進行状況と今後の作業の見通し
- (2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次
- (3) 各章・節の内容についての要旨

本申請書提出後、指導委員会(指導教員3名に、必要があれば他の教員を加える)による審査をおこない、承認されれば「博士論文提出資格」を与える。「博士論文提出資格」の有効期限は博士後期課程在学中および研究指導認定退学後3年間である。

「資格申請書」が審査の結果不承認となったとき、あるいは一旦提出し承認を受けた後で論文構想に変更が生じたときには、次回の提出時期に再度承認を求めるものとする。

「資格申請書」の最終提出期限は博士後期課程退学以前の定められた時期(行事予定表に明示)とする。提出されないまま退学した場合、以後の課程博士論文の提出資格は認めない。

7. 論文

第3年次の12月に、「博士学位論文出願手続について」等(文学研究科ホームページに掲載)を参照し、誤りのないよう提出すること。

第3年次の課程博士論文の提出期限は、「博士論文提出資格」を有する最終年度12月上旬(行事予定表および掲示で周知)の定められた時期とし、博士学位論文には自署した「研究公正に関する宣誓書」

を1ページ目に綴じなければならない。

なお、「博士論文提出資格」を有した後、研究指導認定退学した者は、退学後3年以内に提出すれば課程博士となる。

8. 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

(a) 第3年次7月に「資格申請書」を完成・提出できなかった場合。

(b) 同年次12月に論文を提出できなかった場合。

いずれの場合も、その旨をただちに主任指導教員に届け出るものとする。

上記(a)の場合、「資格申請書」提出の機会は、同年12月(行事予定表に明示)に与えられる。

9. 留学計画

博士後期課程の途中で留学するときには、どの大学院の博士課程(ないしそれに相当する水準の教育研究機関)においてどの教員の指導を受けるか、また研究進捗状況と留学の関連につき指導教員と協議し、助言・承認を得るものとする。

留学を終了し帰国する際には、留学期間における研究状況について、留学先の指導教員による説明書(ないしそれに代るもの)をたずさえることが望ましい。

10. 審査手続き等

研究報告書提出時、資格申請時及び論文提出時には在学していること(休学期間中は研究報告書提出、資格申請、論文提出を認めない。)

【令和2年度以降入学者】

(全体の流れ)

博士後期1年次	4月	「研究題目」「研究計画届」を提出，希望する指導教員3名を届け出る。
	10月	「論文作成計画書」を提出する。
	3月	「第1回研究報告書」を提出し，第1年次研究指導認定を受ける。
博士後期2年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出する。
	3月	「第2回研究報告書」を提出し，第2年次研究指導認定を受ける。
博士後期3年次	4月	研究題目・学修および研究計画届を提出する。
	7月	「資格申請書」を提出，承認されれば「博士論文提出資格」を得る。
	12月	「課程博士論文」を提出する。
	1月	「第3回研究報告書」を提出する。

※提出日は、当該年度の「行事予定表」を参照すること。

(説明)

1. 研究計画届

第1年次4月の研究計画届は、博士後期課程全体を通じての研究主題と構想をA4用紙1枚程度の分量にまとめて説明する。また希望する指導教員3名を選んで申請する。指導教員は「研究計画届」を通覧し、必要に応じて、指導教員の選定を含めた補足・変更を求め、主任指導教員1名を選び、主任指導教員は指導計画を作成する。

第2年次以降の研究計画届は、専修の指導に基づき作成する。

2. 博士論文指導

博士論文指導の時間を定期的に設けるので、必ず出席すること。

3. 研究公正チュートリアル

「課程博士」を申請する者は、研究公正に関する対面型のチュートリアルを受けなければならない。チュートリアルは原則として指導教員がおこない、本研究科の修士課程在籍中に実施した場合は省略してもよいが、「研究公正チュートリアル実施の確認」に実施者の自署または押印を得て、遅くとも課程博士論文資格申請までに教務掛に提出すること。

4. 論文作成計画書

第1年次の10月に、

- (1) 論文の主題
- (2) 現在までの研究状況
- (3) 研究の具体的年次計画及びその見通し
- (4) 自己の研究の国内外における位置づけ

以上につき、日本語の場合は4000～6000字程度の分量にまとめて提出する。日本語以外の言語の場合は、指導教員の指示に従うこと。執筆にあたっては実際にどのような論文を書こうとしているのか、ど

のように研究をすすめるのか、その研究によりどのような点が明らかにされるのかが具体的にわかるよう、明晰に記述しなくてはならない。

指導教員は、計画書の内容について検討し、不備と認めた場合に補足・変更を求める。

提出後にやむを得ず主題変更・修正をおこなう必要が出てきた際は、ただちに主任指導教員に届け、承認を得ること。

5. 各年次研究報告書

- (1) 当初の研究計画および論文作成計画に沿った、独立の研究論文としての実質をそなえたものを、第1・2年次末に提出する。論文1本に相当するものを基準にする。審査を経て学会誌に掲載された論文の抜刷などでもかまわない。
- (2) 指導教員は、(1)の研究報告書の内容が不備と認めた場合には翌年度6月末までに書き直しを求め、改めて研究指導認定をおこなう。
- (3) 1年次または2年次に研究報告書未提出などの理由により研究指導認定を受けることができなかった者は、翌年度以降に所定の研究報告書を提出し、各年次の研究指導認定を受けなければならない。なおその際、複数年次の研究報告書を同一年度に提出することはできない。
- (4) 3年次については次のように取り扱う
 - ・在学中に課程博士論文を完成し、提出した者は学位論文提出の際に作成した「論文要旨」を研究報告として提出すること。
 - ・在学中に学位論文を提出せずに研究指導認定を受ける者は、(1)に準じて研究報告を作成し、提出すること。なお、研究指導認定を受けた者は当該年度末に研究指導認定退学することになるので、「研究指導認定退学願」を提出すること。3年次で研究報告を提出する期間は1,2年次とは異なるので、行事予定表を確認のうえ遺漏のないように提出すること。

6. 資格申請書

上記でいう第1年次および第2年次に相当する2回の研究指導認定を受けた者は、第2年次研究指導認定を受けた翌年度以降(第3年次)の7月に、以下の内容を含む「資格申請書」を提出する(分量・体裁・内容については専修ごとの基準により、課程博士論文を実際に完成できるか否か判断できるだけの内容をそなえたものとする)。その際、以下の各項目は必ず含んでいなければならない。

- (1) 論文の進行状況と今後の作業の見通し
- (2) 論文全体の章・節および見出しを含む詳細な目次
- (3) 各章・節の内容についての要旨

本申請書提出後、指導委員会(指導教員3名に、必要があれば他の教員を加える)による審査をおこない、承認されれば「博士論文提出資格」を与える。「博士論文提出資格」の有効期限は博士後期課程在学中および研究指導認定退学後3年間である。

「資格申請書」が審査の結果不承認となったとき、あるいは一旦提出し承認を受けた後で論文構想に変更が生じたときには、次回の提出時期に再度承認を求めるものとする。

「資格申請書」の最終提出期限は博士後期課程退学以前の定められた時期(行事予定表に明示)とする。提出されないまま退学した場合、以後の課程博士論文の提出資格は認めない。

7. 論文

第3年次の12月に、「博士学位論文出願手続について」等(文学研究科ホームページに掲載)を参照し、誤りのないよう提出すること。

第3年次の課程博士論文の提出期限は、「博士論文提出資格」を有する最終年度12月上旬(行事予定

表および掲示で周知)の定められた時期とし、博士學位論文には自署した「研究公正に関する宣誓書」を1ページ目に綴じなければならない。

なお、「博士論文提出資格」を有した後、研究指導認定退学した者は、退学後3年以内に提出すれば課程博士となる。

8. 博士後期課程第3年次において論文を完成できない場合

(a) 第3年次7月に「資格申請書」を完成・提出できなかった場合。

(b) 同年次12月に論文を提出できなかった場合。

いずれの場合も、その旨をただちに主任指導教員に届け出るものとする。

上記(a)の場合、「資格申請書」提出の機会は、同年12月(行事予定表に明示)に与えられる。

9. 留学計画

博士後期課程の途中で留学するときには、どの大学院の博士課程(ないしそれに相当する水準の教育研究機関)においてどの教員の指導を受けるか、また研究進捗状況と留学の関連につき指導教員と協議し、助言・承認を得るものとする。

留学を終了し帰国する際には、留学期間における研究状況について、留学先の指導教員による説明書(ないしそれに代るもの)をたずさえることが望ましい。

10. 審査手続き等

研究報告書提出時、資格申請時及び論文提出時には在学していること(休学期間中は研究報告書提出、資格申請、論文提出を認めない。)

(6) 京都大学大学院文学研究科課程博士論文執筆要綱

(文学研究科共通ガイドライン)

1. 使用言語

論文には原則として日本語を用いる。但し、専修によって認められた場合にはその他の言語で書いてもよい。なお、主論文要旨は日本語で書くこと。

2. 体裁

縦（横）書きとし、正本1部・副本2部ともに製本のうえ提出する。製本仕上がりの大きさはA4判もしくはB5判とする。なお、審査用以外に手続用（図書館納品分）としてさらに1部必要である。

論文は、京都大学附属図書館において保存するので、堅牢な製本とするよう注意すること。

表紙には論文題目・氏名のみを省略せずに記載する（年号の記載は自由）。複数冊に分けるときは、それぞれの表紙に記入のうえ、全体の通し番号をつける。（背表紙も同様）

3. 用紙・論文書式

正本・副本ともにコピー機による複写を提出してもかまわない。

(1) 和文手書きの場合は、縦書き B4 判 400 字詰原稿用紙二つ折（または B5 判 200 字詰原稿用紙）、ペンまたはボールペン書きとする。横書きの場合は、A4 判原稿用紙でもよい。

(2) パソコン使用の場合は、A4 判または B5 判の上質紙に印刷する。印字内容の長期保存に適さない紙を用いてはならない。

a. 和文書式については、横書き・縦書きとも、製本仕上がり状態に留意の上、読みやすい仕上がりになるよう定めるものとする。

b. その他の文字の場合、上記に準じて定める。

(3) 参考論文・主論文要旨は、上記に準ずる。付図・付表については、必要があれば見やすさを損なわない範囲で用紙・書式の変更を行っても差し支えない。

4. 論文の構成

(1) 目次・本文・注の構成とする。注の位置や、より具体的な章立てなどを統一する必要がある場合は、各専修もしくは専攻で定める。参考論文は本項規程の扱いに準じる（ただし、学術誌などに既公刊の論文を参考として提出する場合、強いて体裁を合わせる必要はない）。

(2) 引用文献は、各分野が求める適切な方法によって書誌情報を掲出すること。

5. 論文の提出期限は厳守し、提出後の誤字・脱字の訂正、プリントアウトの欠損などがないように十分な点検をおこなうこと。

パソコン使用の場合，ハードディスクやメモリの異常，または機器の故障を理由とした提出延期や不完全な形での提出は認めない。

乱丁・落丁などがないか十分に確認した上で提出すること。